

那覇市公報

第 1 7 3 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則 (なはまち振興課) …… 1211
- 那覇市予算決算規則の一部を改正する規則 (財政課) …………… 1237
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) …… 1242
- 那覇市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) …………… 1249
- 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人事課) …………… 1253

◇訓 令◇

- 那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令 (道路管理課) …………… 1253

◇公 告◇

- 公の施設の管理について (商工農水課) …………… 1255
- 個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) …………… 1255
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)
…………… 1257
- 市有地売却に係る一般競争入札について (管財課) …………… 1259
- 那覇広域都市計画道路の変更 (都市計画課) …………… 1261
- 那覇広域都市計画道路及び用途地域の変更 (都市計画課) …………… 1262

◇消防局告示◇

○消防法令違反に対する措置命令について…………… 1263

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1264

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について…………… 1264

◇監査委員公表◇

○平成 30 年度前期定期監査の結果について（公表）…………… 1265

規 則

那覇市規則第50号

平成30年11月30日

公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用許可等) 第4条 [略] 2 [略] 3 前項の請書には、 <u>申請者の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証明する書類</u> を添えなければならない。ただし、市長が <u>必要ない</u> と認める場合は、この限りでない。 4 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第14号様式 別記]	(使用許可等) 第4条 [略] 2 [略] 3 前項の請書には、 <u>次に掲げる書類</u> を添えなければならない。ただし、市長が <u>その必要がない</u> と認める場合は、この限りでない。 (1) <u>申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書</u> (2) <u>連帯保証人の所得を証明する書類</u> (3) <u>その他市長が必要と認める書類</u> 4 [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記] [第14号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該	

改正様式の全部を当該改正後様式に改める。この場合において、第1号様式から第4号様式まで、第7号様式から第12号様式まで及び第14号様式中下線が引かれた部分については、下線がないものとみなす。

4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

店 舗 使 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
那覇市長 宛 ここに申請者の顔 写真を貼ってくだ さい。 4cm×3cm程度	住 所 _____ (ふりがな) 申請者 氏 名 _____ (印) 電話(自宅) _____ 電話(店舗) _____ 電話(携帯) _____
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、店舗の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
市 場 名	公設市場
使用場所番号	第 号
店 舗 名	
販 売 品 目	
使 用 面 積	
使 用 料	
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 履歴書 3 納税証明書 4 請書 5 誓約書 6 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。) 7 その他()
使用許可番号	

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

店 舗 使 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
那覇市長　宛	申請者氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名) 電話(自宅・会社) 電話(店舗) 電話(携帯)
ここに申請者の顔写真を貼ってください。 4cm×3cm程度	
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、店舗の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
市　場　名	公設市場
使用場所番号	第　　　　　号
店　舗　名	
販　売　品　目	
使　用　面　積	m ²
使　用　料	円
添　付　書　類	1　住民票抄本（特別）及び履歴書（申請者が個人である場合に限る。） 2　登記事項証明書及び定款又は寄附行為（申請者が法人である場合に限る。） 3　納税証明書 4　請書 5　誓約書 6　在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し（申請者が外国人である場合に限る。） 7　その他（ ）
使用許可番号	

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 _____
 申請者 氏 名 _____ (印)
 電話(自宅) _____
 電話(店舗) _____
 電話(携帯) _____

那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、倉庫等の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

市 場 名	公設市場				
	倉 庫	冷 蔵 庫 設置場所	事 務 室	冷 蔵 庫	使用料の合計
使 用 場 所 番 号					円
使 用 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
使 用 料	円	円	円	円	
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書 3 請書 4 その他()				

使用許可番号	
--------	--

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

申請者 氏 名

印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話(自宅・会社)

電話(店舗)

電話(携帯)

那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、倉庫等の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

市 場 名	公設市場				
	倉 庫	冷 蔵 庫 設置場所	事 務 室	冷 蔵 庫	使用料の合計
使 用 場 所 番 号					円
使 用 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
使 用 料	円	円	円	円	

添 付 書 類

1 住民票抄本(特別)及び履歴書(申請者が個人である場合に限る。)

2 登記事項証明書及び定款又は寄附行為(申請者が法人である場合に限る。)

3 納税証明書 4 請書 5 誓約書

6 その他()

使用許可番号	
--------	--

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正前 別記]

第3号様式(第3条関係)

店舗使用更新許可申請書	
年 月 日	
那覇市長　宛	
ここに申請者の顔 写真を貼ってくだ さい。 4cm×3cm程度	住 所 _____ 申請者氏名 _____(印) 電話(自宅) _____ 電話(店舗) _____ 電話(携帯) _____
那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、店舗の使用の更新の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
市 場 名	公設市場
店 舗 名	
使 用 許 可 番 号	第 号
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
使 用 場 所 番 号	第 号
販 売 品 目	
使 用 面 積	㎡
使 用 料	円
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書 3 誓約書 4 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(申請者が外国人である場合に限る。)
	5 その他()

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

[illegible]

[改正前 別記]

第4号様式(第3条関係)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用更新許可申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電話(自宅) _____
 電話(店舗) _____
 電話(携帯) _____

那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、倉庫等の使用の更新の許可を受けた
 いので、次のとおり申請します。

市 場 名	公設市場			
	倉 庫	冷蔵庫設置場所	事 務 室	冷 藏 庫
使用許可番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用場所番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使 用 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
使 用 料	円	円	円	円
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書 3 その他()			

[改正後 別記]

第4号様式(第3条関係)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用更新許可申請書

年 月 日

那覇市長 宛

住 所
申請者 氏 名 
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)
電話(自宅・会社)
電話(店舗)
電話(携帯)

那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、倉庫等の使用の更新の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

市 場 名	公設市場			
	倉 庫	冷蔵庫設置場所	事 務 室	冷 蔵 庫
使用許可番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用場所番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使 用 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²
使 用 料	円	円	円	円

添 付 書 類

1 住民票抄本(特別)(申請者が個人である場合に限る。)
2 登記事項証明書及び定款又は寄附行為(申請者が法人である場合
に限る。)
3 納税証明書 4 誓約書
5 その他()

〔改正前 別記〕

第5号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	
氏 名	様
〔略〕	

(裏)

〔略〕

〔改正後 別記〕

第5号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	
様	
〔略〕	

(裏)

〔略〕

〔改正前 別記〕

第6号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	
氏 名	様
〔略〕	

(裏)

〔略〕

〔改正後 別記〕

第6号様式(第4条関係)

(表)

〔略〕	
様	
〔略〕	

(裏)

〔略〕

[改正前 別記]

第7号様式(第4条関係)

請 書 年 月 日 那覇市長 宛			
市 場 名	公設市場	使用場所番号	第 号
申 請 者 住 所 氏 名 電話(自宅) 電話(携帯) (実印) 那覇市公設市場の使用許可を受けたときは、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守し、もし違反したときは、那覇市公設市場条例第12条に規定する処分を受けることがあることを十分認識するとともに、公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は同条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、本書に連署する連帯保証人と連帯して必ずこれらの債務を履行します。			
連 帯 保 証 人 住 所 (ふりがな) 氏 名 勤務先 電話(自宅) 電話(携帯) 申請者との関係 (実印) 私は、連帯保証人の資格を有していることを確約します。 公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、申請者が、公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、申請者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。			
連帯保証人の資格 ① 原則として本市に居住している者であること。 ② 那覇市公設市場の使用料又は従業員でないこと。 ③ 20歳以上60歳未満で債務を保証する能力がある者であること。			
添付書類	1 連帯保証人の印鑑登録証明書 2 連帯保証人の所得を証明する書類 3 申請者の印鑑登録証明書		

備考 本書は、那覇市公設市場の使用許可を受ける場合、及び原則としてその後4年目ごとに使用の更新の許可を受ける場合に提出すること。

[改正後 別記]

第7号様式(第4条関係)

請 書			
年 月 日			
那覇市長 宛			
市 場 名	公設市場	使用場所番号	第 号
住 所 氏 名 (実印) 申 請 者 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名) 電話(自宅・会社) 電話(携帯) 那覇市公設市場の使用許可を受けたときは、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守し、もし違反したときは、那覇市公設市場条例第12条に規定する処分を受けることがあることを十分認識するとともに、公設市場の使用料を滞納することがある場合又は同条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、本書に連署する連帯保証人と連帯して必ずこれらの債務を履行します。			
住 所 氏 名 (実印) 連 帯 保 証 人 勤務先 電話(自宅) 電話(携帯) 申請者との関係 私は、連帯保証人の資格を有していることを確約します。 公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、申請者が、公設市場の使用料を滞納することがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、申請者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。			
連帯保証人の資格			
① 原則として本市に居住している者であること。 ② 那覇市公設市場の利用者又は従業員でないこと。 ③ 成年者で債務を保証する能力があるものであること。			
添付書類	1 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書 2 連帯保証人の所得を証明する書類 3 その他市長が必要と認める書類		

備考 本書は、那覇市公設市場の使用許可を受ける場合及び原則としてその後4年目ごとに使用の更新の許可を受ける場合に提出すること。

〔改正前 別記〕

第8号様式(第4条関係)

連帯保証人変更承認申請書	
年 月 日 那覇市長 宛	
	住　所 _____ 氏　名 _____ (実印) 電話(自宅) _____ 電話(携帯) _____
申請者	
那覇市公設市場条例施行規則第4条第4項の規定により、連帯保証人を次のとおり変更することについて承認を受けたいので申請します。	
変更理由(符号を○で囲んでください。) ① 現在の連帯保証人が(ア 死亡 イ 市外転出 ウ 辞任申立て)した。 ② その他()	
新 連 帶 保 証 人	住　所 _____ (ふりがな) 氏　名 _____ (実印) 勤務先 _____ 電話(自宅) _____ 電話(携帯) _____ 申請者との関係 _____
私は、連帯保証人の資格を有していることを確約します。 連帯保証人変更の承認を受けた日から 年 月 日までの間に、上記の者が公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、上記の者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。	
連帯保証人の資格 ① 原則として本市に居住している者であること。 ② 那覇市公設市場の利用者及び従業員でないこと。 ③ 20歳以上60歳未満で債務を保証する能力がある者であること。	
現 連 帶 保 証 人	住　所 _____ 氏　名 _____
添付書類	1 新連帯保証人の印鑑登録証明書 2 新連帯保証人の所得を証明する書類 3 申請者の印鑑登録証明書

〔改正後 別記〕

第8号様式(第4条関係)

[illegible]

[改正前 別記]

第9号様式(第5条関係)

誓 約 書

公設市場の使用に当たっては、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守致します。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名



[改正後 別記]

第9号様式(第5条関係)

誓 約 書

公設市場の使用に当たっては、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守致します。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

氏 名



（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

[改正前 別記]

第10号様式(第10条関係)

従業員届				
	年 月 日			
那覇市長宛				
	住　所 _____			
使用者	氏　　名 _____			①
	電話(自宅) _____			
	電話(携帯) _____			
	市 場 名 _____			
顔写真	住　所			
	氏　名		採　用 年 月 日	
顔写真	住　所			
	氏　名		採　用 年 月 日	
顔写真	住　所			
	氏　名		採　用 年 月 日	
顔写真	住　所			
	氏　名		採　用 年 月 日	
添付資料	1 従業員住民票抄本(外国人の場合は、在留期間満了日が分かるもの)			
	2 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(従業員が外国人である場合に限る。)			
添付資料	3 その他()			

[改正後 別記]

第10号様式(第10条関係)

従 業 員 届

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

使用者 氏 名 ㊟

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話(自宅・会社)

電話(携帯)

市 場 名

従業員の使用について、那覇市公設市場条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

顔写真	住 所		備 考	
	氏 名		採 用 年 月 日	
顔写真	住 所		備 考	
	氏 名		採 用 年 月 日	
顔写真	住 所		備 考	
	氏 名		採 用 年 月 日	
顔写真	住 所		備 考	
	氏 名		採 用 年 月 日	

添付資料

1 従業員の住民票抄本(外国人の場合は、在留期間満了日が分かるもの)

2 在留カード、旅券その他の就労に係る許可を得ていることが確認できる書類の写し(従業員が外国人である場合に限る。)

3 その他()

[改正前 別記]

第11号様式(第12条関係)

公設市場使用関係書類記載事項変更届	
年 月 日	
那覇市長 宛	
申請者	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 電話(自宅) _____ 電話(携帯) _____
記載事項について変更があったので、那覇市公設市場条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届けます。	
市 場 名	公設市場
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	
使用場所番号	
関 係 書 類	
変 更 事 項	(新) (旧)
変 更 理 由	

[改正後 別記]

第11号様式(第12条関係)

公設市場使用関係書類記載事項変更届 年 月 日 那覇市長 宛 住 所 氏 名 ㊟ (法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名) 電話(自宅・会社) 電話(携帯) 記載事項について変更があったので、那覇市公設市場条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届けます。	
市 場 名	公設市場
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	
使用場所番号	
関係書類	
変 更 事 項	(新)
	(旧)
変 更 理 由	

第12号様式(第13条関係)

[illegible]

1233

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

原状変更等許可申請書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所	
申請者 氏 名 	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話(自宅・会社)	
電話(携帯)	
使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、那覇市公設市場条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。	
市 場 名	公設市場
工 事 の 場 所	
工 事 の 目 的	
予 定 工 期	
施 工 業 者	
現 場 責 任 者	
添 付 書 類	1 仕様書及び図面 2 工事に関し直接利害関係を有する者があるときは、その承諾書 3 その他()

注 本申請に係る許可を受けようとする日の7日前までに提出すること。

[改正前 別記]

第14号様式(第14条関係)

公 設 市 場 返 還 届	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所	
申請者	氏 名
電話(自宅)	
電話(携帯)	
使用場所を返還したいので、那覇市公設市場条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届けます。	
市 場 名	公設市場
使 用 場 所	店舗 ・ 倉庫 ・ 冷蔵庫設置場所 ・ 事務室 ・ 冷蔵庫
使用場所番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 号
返 還 年 月 日	年 月 日
返還理由	

注 返還する日の14日前までに提出すること。

第14号様式(第14条関係)

公 設 市 場 返 還 届	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所	
使用者 氏 名	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)	
電話(自宅・会社)	
電話(携帯)	
使用場所を返還したいので、那覇市公設市場条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届けます。	
市 場 名	公設市場
使 用 場 所	店舗 ・ 倉庫 ・ 冷蔵庫設置場所 ・ 事務室 ・ 冷蔵庫
使用場所番号	第 号
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 号
返 還 年 月 日	年 月 日
返還理由	

注 返還する日の14日前までに提出すること。

那覇市規則第51号

平成30年11月30日

公 布 済

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則

那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条—第3条)</u> <u>第2章 予算の編成(第4条—第11条)</u> <u>第3章 予算の執行(第12条—第27条)</u> <u>第4章 決算(第28条)</u> <u>付則</u>
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 [略]
(1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長(局長を含む。以下同じ。)、消防局長、生涯学習部長及び議会事務局長をいう。	(1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、消防局長、生涯学習部長、 <u>学校教育部長</u> 及び議会事務局長をいう。
(2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長、消防局次長、生涯学習部副部長及び議会事務局次長をいう。	(2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長、消防局次長、生涯学習部副部長、 <u>学校教育部副部長</u> 及び議会事務局次長をいう。
(3) [略]	(3) [略]
(歳出予算の流用)	(歳出予算の流用)
第19条 部長は予算に定める歳出予算の各項間の流用又は配当予算の目、節若しくは細節間の流用を必要とするときは、歳出予算流用申請書を企画財務部長に提出しなければならない。	第19条 部長は、 <u>予算</u> に定める歳出予算の各項間の流用又は配当予算の目、節若しくは細節間の流用を必要とするときは、歳出予算流用申請書を企画財務部長に提出しなければならない。
2～3 [略]	2～3 [略]
4 次に掲げる流用は、原則としてこれを行うことができない。	4 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>需要費</u> のうち <u>食料費</u> に対する増額流用	(4) <u>需用費</u> のうち <u>食糧費</u> に対する増額流用
(5) [略]	(5) [略]

(支出負担行為) 第22条 課長は、法第232条の3の規定による支出の原因となるべき契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)をしようとするときは、<u>支出負担行為書により配当された予算の範囲内において行わなければならない。</u> (支出負担行為の整理区分及び事前合議) 第23条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる経費については支出命令をもって支出負担行為があったものとみなす。</u> (1)～(2) [略] (3) 需用費のうち燃料費、光熱水費及び修繕料、<u>役務費のうち通信運搬費及び手数料</u> 3 <u>課長は、別表第1に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、同表に定めるところよりあらかじめ会計管理者に合議しなければならない。</u> (予算執行の合議事項) 第24条 [略] (出納状況の通知)	(支出負担行為) 第22条 課長は、法第232条の3の規定による支出の原因となるべき契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)をしようとするときは、<u>予算の範囲内において行わなければならない。</u> (支出負担行為の整理区分) 第23条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる経費については、支出命令をもって支出負担行為があったものとみなす。</u> (1)～(2) [略] (3) 需用費のうち燃料費、光熱水費及び修繕料 (4) <u>役務費のうち通信運搬費及び手数料</u> (5) <u>公債費</u> (予算に関する事項の合議) 第24条 [略] (支出負担行為書の作成) 第25条 課長は、<u>支出負担行為をしたときは、財務会計システムにより支出負担行為書(債務負担行為については、債務負担行為台帳)を直ちに作成しなければならない。</u> (会計管理者の確認) 第26条 課長は、<u>前条の支出負担行為書を作成したときは、別表第1に定めるところにより、当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類について、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない。</u> (出納計算書の提出)
--	---

第25条 出納室長は、毎月の収納及び歳出の支払の状況を出納計算書により速やかに財政課長に通知しなければならない。	第27条 出納室長は、財政課長の求めがあったときは、収入及び支出の状況を記載した出納計算書を遅滞なく提出しなければならない。
第26条 [略] [別表第1 別記] [別表第3 別記]	第28条 [略] [別表第1 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の13の項、15の項及び19の項の改正規定並びに別表第3の(5)の項の改正規定(「寄附金」の次に「(那覇市ふるさとづくり寄附金を除く。)」を加える部分を除く。)は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第1の規定(13の項、15の項及び19の項に限る。)は、平成31年度以後の予算に係る支出負担行為について適用する。
(那覇市会計規則の一部改正)
- 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支出負担行為書の添付) 第47条 支出命令書には、那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)第22条の規定による支出負担行為書を添付しなければならない。 2 [略]	(支出負担行為書の添付) 第47条 支出命令書には、那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)第25条の支出負担行為書を添付しなければならない。 2 [略]
備考 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第23条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備考	会計管理者に事前に合議を要するもの
1～12 [略]					
13 委託料	[略]				100万円以上のもの

14	[略]	
15	工事請負費	[略] 100万円以上のもの
16～18	[略]	
19	負担金、補助金及び交付金	[略] 50万円以上のもの(義務的負担金を除く。)
20～28	[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第23条、第26条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な <u>主な</u> 書類	備考	会計管理者の <u>確認</u> を要するもの
1～12　[略]					
13　委託料	[略]			500万円以上のもの	
14　[略]					
15　工事請負費	[略]			1,000万円以上のもの	
16～18　[略]					
19　負担金、補助金及び交付金	[略]				
20～28　[略]					

[改正前 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(3)	[略]		
(4) 予算(旅費、委託料、工事請負費並びに補償、補填及び賠償金に限る。)の使途変更に関する事	[略]		
(5) 寄附金の受入れに関する事		○	
(6)～(9)	[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第24条関係)

合議事項	合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(3)	[略]		
(4) 予算(旅費、委託料、工事請負費、 <u>公有財産購入費、備品購入費</u> 並びに補償、補填及び賠償金に限る。)の使途変更に関する事	[略]		
(5) 寄附金(那覇市ふるさとづくり寄附金を除く。)の受入れに関する事		100万円以上	10万円以上100万円未満
(6)～(9)	[略]		

那覇市規則第52号

平成30年11月30日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第59号)の施行の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	120,100	192,700	228,900	262,000	288,000
	2	121,200	194,500	230,500	263,900	290,200
	3	122,400	196,300	232,000	265,700	292,500
	4	123,500	198,100	233,600	267,800	294,600
	5	124,600	199,700	235,100	269,600	296,600
	6	125,700	201,500	236,800	271,500	298,900
	7	126,900	203,300	238,300	273,400	301,200
	8	128,000	205,100	239,900	275,500	303,400
	9	129,100	206,800	241,200	277,600	305,400
	10	130,200	208,600	242,700	279,600	307,700
	11	131,400	210,400	244,300	281,700	309,900
	12	132,500	212,200	245,700	283,700	312,200
	13	133,600	213,600	247,200	285,700	314,300
	14	134,700	215,400	248,700	287,800	316,400
	15	135,900	217,100	250,000	289,800	318,600
	16	137,000	218,900	251,400	291,800	320,700
	17	138,100	220,600	252,900	293,700	322,700
	18	139,200	222,300	254,600	295,700	324,700
	19	140,400	223,900	256,300	297,800	326,700

20	141,500	225,500	258,100	299,800	328,700
21	142,600	227,000	259,700	301,800	330,500
22	143,700	228,700	261,500	303,900	332,600
23	144,900	230,300	263,200	305,900	334,600
24	146,000	231,900	264,900	308,000	336,700
25	147,100	233,100	266,900	309,700	338,100
26	148,200	234,600	268,800	311,800	340,000
27	149,300	236,000	270,600	313,800	341,900
28	150,400	237,300	272,400	315,800	343,800
29	151,500	238,600	274,100	317,600	345,500
30	152,900	239,800	276,000	319,600	347,400
31	154,200	240,800	277,900	321,700	349,300
32	155,500	242,000	279,600	323,800	351,100
33	156,800	243,300	281,200	325,100	353,000
34	158,300	244,500	283,100	327,100	354,800
35	159,800	245,700	284,900	329,000	356,600
36	161,400	247,000	286,800	331,100	358,300
37	162,700	247,900	288,400	333,000	359,700
38	164,200	249,300	290,100	334,900	361,000
39	165,700	250,700	291,900	336,900	362,400
40	167,200	252,200	293,700	338,800	363,800
41	168,600	253,600	295,300	340,700	365,100
42	171,300	255,000	297,000	342,600	366,000
43	173,900	256,400	298,500	344,400	367,100
44	176,500	257,700	300,100	346,300	368,200
45	179,200	258,900	301,700	347,800	369,000
46	180,900	260,200	303,400	349,200	369,900
47	182,600	261,600	305,000	350,700	370,800
48	184,300	262,900	306,700	352,200	371,700
49	185,800	264,100	307,700	353,800	372,600
50	187,600	265,200	309,200	354,600	373,400
51	189,400	266,500	310,700	355,800	374,200
52	191,100	267,800	312,300	356,800	375,000
53	192,700	268,800	313,900	357,700	375,700
54	194,200	269,900	315,500	358,800	376,400
55	195,700	271,200	317,100	359,700	377,100
56	197,200	272,500	318,600	360,800	377,800
57	198,500	273,500	320,100	361,700	378,300
58	199,800	274,500	321,300	362,400	378,900
59	201,100	275,400	322,500	363,100	379,500
60	202,400	276,500	323,700	363,800	380,200
61	203,700	277,600	324,400	364,200	380,600
62	205,000	278,600	325,300	364,800	381,300
63	206,300	279,500	326,100	365,500	381,900

64	207, 600	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500
65	208, 800	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900
66	210, 100	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500
67	211, 400	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100
68	212, 700	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700
69	213, 800	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100
70	214, 900	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600
71	215, 900	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100
72	217, 000	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700
73	218, 100	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000
74	219, 100	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400
75	220, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800
76	221, 000	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200
77	221, 500	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500
78	222, 400	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800
79	223, 200	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100
80	224, 100	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400
81	224, 800	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600
82	225, 800	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900
83	226, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200
84	227, 500	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400
85	228, 200	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600
86	229, 000	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900
87	229, 900	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200
88	231, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400
89	231, 700	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600
90	232, 400	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900
91	233, 000	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200
92	233, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400
93	234, 600	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600
94	235, 300	294, 400	342, 200		
95	236, 000	294, 800	342, 700		
96	236, 600	295, 200	343, 100		
97	237, 300	295, 400	343, 200		
98	238, 100	295, 700	343, 700		
99	238, 900	296, 100	344, 100		
100	239, 600	296, 500	344, 400		
101	240, 200	296, 700	344, 700		
102	240, 900	297, 000	345, 100		
103	241, 600	297, 400	345, 500		
104	242, 300	297, 700	345, 900		
105	242, 900	297, 900	346, 400		
106	243, 600	298, 200	346, 800		
107	244, 300	298, 600	347, 200		

	108	245,000	298,900	347,600		
	109	245,600	299,100	348,100		
	110	246,100	299,500	348,500		
	111	246,400	299,900	348,800		
	112	246,800	300,200	349,100		
	113	247,100	300,300	349,600		
	114		300,600			
	115		300,900			
	116		301,300			
	117		301,500			
	118		301,700			
	119		302,000			
	120		302,300			
	121		302,700			
	122		302,900			
	123		303,200			
	124		303,500			
	125		303,800			
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	121,600	194,000	230,000	263,000	288,900
	2	122,700	195,800	231,600	264,900	291,100
	3	123,900	197,600	233,100	266,700	293,400
	4	125,000	199,400	234,700	268,800	295,500
	5	126,100	200,900	236,100	270,500	297,400
	6	127,200	202,700	237,800	272,400	299,700
	7	128,400	204,500	239,300	274,300	302,000
	8	129,500	206,300	240,900	276,400	304,200
	9	130,600	207,900	242,100	278,400	306,100
	10	131,700	209,700	243,600	280,400	308,400
	11	132,900	211,500	245,200	282,500	310,600
	12	134,000	213,300	246,600	284,500	312,900
	13	135,100	214,700	248,100	286,500	315,000
	14	136,200	216,500	249,600	288,600	317,100
	15	137,400	218,200	250,900	290,600	319,300
	16	138,500	220,000	252,300	292,600	321,400
	17	139,600	221,700	253,800	294,400	323,300

18	140,700	223,400	255,400	296,400	325,300
19	141,900	225,000	257,100	298,500	327,300
20	143,000	226,600	258,900	300,500	329,300
21	144,100	228,000	260,500	302,400	331,000
22	145,200	229,700	262,300	304,500	333,100
23	146,400	231,300	264,000	306,500	335,100
24	147,500	232,900	265,700	308,600	337,200
25	148,600	234,000	267,600	310,300	338,600
26	149,700	235,500	269,500	312,400	340,500
27	150,800	236,900	271,300	314,400	342,400
28	151,900	238,200	273,100	316,400	344,300
29	153,000	239,500	274,800	318,100	345,900
30	154,400	240,700	276,700	320,100	347,800
31	155,700	241,700	278,600	322,200	349,700
32	157,000	242,900	280,300	324,300	351,500
33	158,300	244,200	281,800	325,500	353,400
34	159,800	245,300	283,700	327,500	355,200
35	161,300	246,500	285,500	329,400	357,000
36	162,900	247,800	287,400	331,500	358,700
37	164,200	248,700	289,000	333,400	360,100
38	165,700	250,100	290,700	335,300	361,400
39	167,200	251,500	292,500	337,300	362,800
40	168,700	252,900	294,300	339,200	364,200
41	170,100	254,300	295,800	341,100	365,500
42	172,800	255,700	297,500	343,000	366,400
43	175,400	257,100	299,000	344,800	367,500
44	178,000	258,400	300,600	346,700	368,600
45	180,700	259,600	302,200	348,200	369,400
46	182,400	260,900	303,900	349,600	370,300
47	184,000	262,300	305,500	351,100	371,200
48	185,700	263,600	307,200	352,600	372,100
49	187,200	264,700	308,100	354,200	373,000
50	188,900	265,800	309,600	355,000	373,800
51	190,700	267,100	311,100	356,200	374,600
52	192,400	268,400	312,700	357,200	375,400
53	194,000	269,400	314,300	358,100	376,100
54	195,400	270,500	315,900	359,200	376,800
55	196,900	271,800	317,500	360,100	377,500
56	198,400	273,100	319,000	361,200	378,200
57	199,700	274,000	320,500	362,100	378,700
58	201,000	275,000	321,700	362,800	379,300
59	202,200	275,900	322,900	363,500	379,900
60	203,500	277,000	324,100	364,200	380,600
61	204,800	278,100	324,800	364,600	381,000

62	206, 100	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700
63	207, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300
64	208, 700	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900
65	209, 800	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300
66	211, 100	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900
67	212, 400	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500
68	213, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100
69	214, 800	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500
70	215, 900	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000
71	216, 900	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500
72	218, 000	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100
73	219, 100	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400
74	220, 100	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800
75	221, 000	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200
76	222, 000	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600
77	222, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900
78	223, 300	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200
79	224, 100	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500
80	224, 900	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	225, 600	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	226, 600	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	227, 400	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	228, 300	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	229, 000	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	229, 800	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	230, 700	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	231, 700	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	232, 400	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	233, 100	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	233, 700	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	234, 500	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	235, 300	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94	236, 000	294, 900	342, 600		
95	236, 700	295, 200	343, 100		
96	237, 300	295, 600	343, 500		
97	238, 000	295, 800	343, 700		
98	238, 800	296, 100	344, 100		
99	239, 600	296, 500	344, 500		
100	240, 300	296, 900	344, 800		
101	240, 800	297, 100	345, 100		
102	241, 500	297, 400	345, 500		
103	242, 200	297, 800	345, 900		
104	242, 900	298, 100	346, 300		
105	243, 500	298, 300	346, 800		

	106	244, 200	298, 600	347, 200		
	107	244, 900	299, 000	347, 600		
	108	245, 600	299, 300	348, 000		
	109	246, 100	299, 500	348, 500		
	110	246, 600	299, 900	348, 900		
	111	246, 900	300, 300	349, 200		
	112	247, 300	300, 600	349, 500		
	113	247, 600	300, 800	350, 000		
	114		301, 000			
	115		301, 300			
	116		301, 700			
	117		301, 900			
	118		302, 100			
	119		302, 400			
	120		302, 700			
	121		303, 100			
	122		303, 300			
	123		303, 600			
	124		303, 900			
	125		304, 200			
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700

那覇市規則第53号
平成30年11月30日
公 布 済

那覇市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記] 第2号様式(第3条関係) [略] 那覇市保健所長 印 [略] 第3号様式(第3条関係) (表) [略] 那覇市保健所長 印 [略] (裏) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 那覇市保健所長 様 [略] [第5号様式 別記] 第7号様式(第5条関係) [略] 那覇市保健所長 印 [略] 第8号様式(第5条関係) (表) [略] 那覇市保健所長 印 [略] (裏) [略] 第9号様式(第6条関係) [略]	[第1号様式 別記] 第2号様式(第3条関係) [略] 那覇市保健所長 [略] 第3号様式(第3条関係) (表) [略] 那覇市保健所長 [略] (裏) [略] 第4号様式(第4条関係) [略] 那覇市保健所長 宛 [略] [第5号様式 別記] 第7号様式(第5条関係) [略] 那覇市保健所長 [略] 第8号様式(第5条関係) (表) [略] 那覇市保健所長 [略] (裏) [略] 第9号様式(第6条関係) [略]

那覇市保健所長 様 [略]	那覇市保健所長 宛 [略]
第10号様式(第6条関係) [略]	第10号様式(第6条関係) [略]
那覇市保健所長 様 [略]	那覇市保健所長 宛 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

那覇市保健所長 様

[略]

氏 名

印

電話番号

[略]

旅館業法第3条第1項の規定により、次の通り関係書類を添えて申請します。

[略]	
営業の種別	☐ ホテル ☐ 旅館 ☐ 簡易宿所 ☐ 下宿
[略]	

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

那覇市保健所長 宛

[略]

氏 名

印

生年月日

電話番号

[略]

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]

[略]

[略]

那覇市規則第54号

平成30年12月 6 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第59号)の施行期日は、平成30年12月7日とする。

訓 令

那覇市訓令第 8 号

平成30年12月 6 日

公 布 済

那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令

那覇市道路占用許可基準(1966年那覇市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(巻き揚げ式の日よけ等のための占用)</u> 第19条 <u>巻き揚げ式の日よけ及び雨よけ施設(この条において「日よけ等」という。)のための占用については、次に掲げる基準によるものとする。ただし、車道については、日よけ等の占用を認めない。</u> (1) <u>日よけ等の突端の高さは路面上から2.5メートル以上とし、出幅は路端から1メートル未満とすること。</u> (2) <u>方づえの下端は路面上から2.5メートル以上とし、巻き揚げ装置についてはこれを歩道上に設けないこと。</u> (3) <u>覆い部は、布類を使用し、日よけ等の両側に側布等をつり下げないこと。</u>	<u>(巻上げ式の日よけ等のための占用)</u> 第19条 <u>巻上げ式の日よけ及び雨よけ施設(以下この条において「日よけ等」という。)のための占用については、次に掲げる基準によるものとする。</u> (1) <u>歩車道の区別のある道路では、覆い部等の出幅は、路端から1メートル未満とし、かつ、車道の区域に及ぶものでないこと。</u> (2) <u>歩車道の区別のない道路では、覆い部等の出幅は、路端から1.5メートル以下とすること。</u> (3) <u>覆い部、方づえその他の施設物の下端は、路面上から2.5メートル以上とすること。</u> (4) <u>日よけ等の巻上げ装置は、道路上に設けないこと。</u> (5) <u>覆い部には布類を使用し、日よけ等の両側には側布等をつり下げないこと。</u> <u>2 歩車道の区別のない道路における日よけ等のための占用の許可については、市長が特に指定した路線についてのみ行うこととする。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成30年12月6日から施行する。

公 告

那覇市公告第 482 号

平成 30 年 12 月 18 日

掲 示 済

公の施設の管理について

那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年 3 月 29 日条例第 4 号）第14条第 4 項の規定により、以下のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 施設の名称 那覇市伝統工芸館
- 2 施設の場所 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
- 3 施設の管理 那覇市伝統工芸館の管理運営を直営方式とすることについて
那覇市伝統工芸館運営審議会に諮問し、同審議会から同意するとの答申を受けたことから、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から当分の間、同施設の管理を市長が行うものとする。
- 4 問い合わせ先 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ
TEL : 098-951-3212 Fax : 098-951-3213

那覇市公告第 483 号

平成 30 年 12 月 18 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年11月28日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課 電話862-9942			
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友H31年1月号掲載 読売ジャイアンツvs日本ハム観戦チケットプレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者			
業務の開始年月日	平成31年1月4日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(平成31年1月4日～平成31年2月20日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 484 号

平成 30 年 12 月 18 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年12月14日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	那覇市教育委員会 学務課
業 務 の 名 称	那覇市就学援助制度		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 平成30年9月14日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	下記資料の写し ① 児童扶養手当受給資格に関する実態調査 ② 家裁からの書類等 ③ 児童扶養手当額改定届 ④ 申立書(返還納付について) ⑤ 額改定通知書、返還明細書		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項の類型1に合致するため) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	那覇市就学援助規則第10条及び那覇市就学援助事務取扱要綱第15条第4号の規定に基づく援助金の返還について検討するために必要であるため。		
届 出 担 当 部 課	那覇市教育委員会 学務課 電話098-917-3505 (内2631)		

那覇市公告第 497 号

平成 31 年 1 月 4 日

市有地売却に係る一般競争入札について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

入札に付する物件

No.	物件の所在地番	地目	公簿
1	那覇市首里鳥堀町 4 丁目 137 番 91	墓地	13m ²
2	那覇市字銘苅港川原 288 番 4	原野	14m ²
3	那覇市泊 2 丁目 24 番 1	宅地	22. 17m ²
4	那覇市若狭 3 丁目 36 番 12	宅地	101. 59m ²

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかの事項に該当する者は入札に参加できません。

- (1) 市との間で売買契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人又は被保佐人、被補助人で売買契約締結について同意を有しない者等）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権のない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない方またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者
- (5) 市町村税や国保税を滞納している者
- (6) 那覇市において指名停止期間中である者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 27 日条例第 1 号）第 2 に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する者
- (8) 購入した土地を、暴力団その他の反社会団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

3 入札実施要領の配付及び申込受付期間に関する事項

- (1) 入札実施要領、入札参加資格審査申請書等の配付は、市ホームページからダウンロード、又は下記総務部管財課で配付いたします。
- (2) 入札参加申込受付期間
平成 31 年 1 月 4 日 (金) ～平成 31 年 1 月 31 日 (木)
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- (3) 入札参加申込み受付場所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画 G
※郵送での受付は行っておりませんのでご了承ください。
※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時：平成 31 年 2 月 1 日 (金)
午前 10 時 (物件 No. 1 ～No. 4 順次行う)
- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成 31 年 2 月 21 日 (木)
午後 2 時 (物件 No. 1 ～No. 4 順次行う)
- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は入札前までに現金による納付とします。
- (2) 入札保証金の額は、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額とします。

7 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 所定の入札保証金を納付しないものがした入札
- (8) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は〒マークの記載がない入札
- (9) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (11) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札 (消せるボールペンも含む)
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

8 その他

- (1) 落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。
- (2) その他詳細については、「市有地売却に係る一般競争入札実施要領」によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話：(代表) 098-862-0111 (内 2076) (直通) 098-862-9904

那覇市公告第 498 号

平成 31 年 1 月 4 日

那覇広域都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類及び名称

那覇広域都市計画道路の変更(3・5・20号 一銀線)

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 那覇市牧志1丁目、久茂地3丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所9階）

4 都市計画の案の縦覧期間

平成31年1月4日(金)から平成31年1月18日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日・祝日は除く。)

那覇市公告第 499 号
平成 31 年 1 月 4 日

那覇広域都市計画道路及び用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
 - （1）那覇広域都市計画道路の変更 （3・4・那 89 号 城東城北線）
 - （2）那覇広域都市計画用途地域の変更
（城東城北線沿道地区及び石嶺駅周辺地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市首里石嶺町 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 31 年 1 月 4 日（金）から平成 31 年 1 月 18 日（金）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。）

消防局告示

那覇市消防局告示第 2 号

平成 30 年 12 月 18 日

掲 示 済

消防法令違反に対する措置命令について

消防法（昭和23年法律第186号）第4条に基づき下記の防火対象物に立入検査を実施したところ、消防法令違反があり、これまで違反是正について行政指導を行ってきましたが、一向に改善が見られないため、消防法第8条第4項、同法第8条の2第6項、同法第17条の4第1項に基づき所有者に対し、防火管理業務適正執行命令、統括防火管理業務適正執行命令、消防用設備等の設置維持命令を行ったものです。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

記

1. 命令日時 : 平成 30 年 12 月 18 日
2. 命令事項 : ①防火対象物全体の消防計画を作成して届け出ると共に消防訓練を実施すること。
②消防用設備等の点検を実施し、届け出ること。
③建物全体に消火器及び誘導灯を消防法令で定める技術上の基準に従って設置すること。
④建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
3. 所在地 : 那覇市若狭二丁目 1 番地 8
4. 名称 : 狩俣ビル
5. 用途 : (16)項イ
6. 所有者 : 狩俣 啓

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 37 号

平 成 3 0 年 1 2 月 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 495 号
指定工事店名	株式会社KOCHIDEN
営業所所在地	沖縄県那覇市辻二丁目 6 番 8 号 6 F
代表者氏名	知念 孝路
有効期間	自 平成29年 3 月 9 日 至 平成33年 3 月31日
異動年月日	平成 30 年 12 月 3 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 38 号

平 成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
352	株式会社 鏡原組	那覇市鏡原町 27 番 1 号	新里 英正

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

平成 31 年 1 月 4 日

那覇市監査委員

〃

〃

〃

久 場 健 護

宮 里 善 博

宮 城 哲

古 堅 茂 治

平成 30 年度前期定期監査の結果について (公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項に基づき実施した平成 30 年度前期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年度前期定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施する財務事務の執行に関する定期監査

第 2 監査の対象

1 対象範囲

平成 29 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務（必要と認めたものの現年度及び過年度を含む。）

2 対象部署

(1) 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、チャーがんじゅう課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、保護第三課

(2) 健康部

保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課、国民健康保険課、特定健診課

(3) こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、子育て応援課

(4) 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、指令情報課、中央消防署、西消防署

第 3 監査の期間

平成 30 年 8 月 8 日から平成 30 年 12 月 3 日まで

第 4 監査の重点事項及び主な着眼点

1 重点事項

(1) 対象

ア 一般会計

(ア) 第 13 款(使用料及び手数料)

(イ) 第 16 款(財産収入)

①第 1 項(財産運用収入)の第 1 目(財産貸付収入)

②第 2 項(財産売却収入)の第 1 目(不動産売却収入)及び第 2 目(物品売却収入)

(ウ) 第 20 款(諸収入) 第 3 項(貸付金元利収入)及び第 5 項(雑入)のうち、調定額が 100 万円以上のもの

イ 国民健康保険事業特別会計

(ア) 第 2 款(使用料及び手数料)

(イ) 第 10 款(諸収入) 第 3 項(雑入)のうち、調定額が 100 万円以上のもの

ウ 介護保険事業特別会計

(ア) 第 2 款(使用料及び手数料)

(イ) 第 9 款(諸収入) 第 2 項(雑入)のうち、調定額が 100 万円以上のもの

エ 後期高齢者医療特別会計

(ア) 第 2 款(使用料及び手数料)

(イ) 第 5 款(諸収入) 第 4 項(雑入)のうち、調定額が 100 万円以上のもの
オ 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(ア) 第 2 款(諸収入) 第 1 項(貸付金元利収入)及び第 2 項(雑入)のうち、
調定額が 100 万円以上のもの

(2) 選定理由

上記(1)対象の歳入が適正に管理されているか確認するため

2 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 1 財務事務監査の着眼点」に準じて、主として以下の事項とした。

(1) 予算の執行及び事務処理

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 収入事務

ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

イ 収入の消込誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 支出事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 委託料の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

ウ 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

(4) 契約事務

ア 一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。

イ 随意契約による場合、その理由は適正か。

ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

(5) 財産管理事務

ア 財産の取得及び処分の手続きは適正か。違法又は不当なものはないか。

イ 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。

ウ 貸付(使用許可)の理由は適切か。

エ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。

オ 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第 5 監査の主な実施内容

監査対象部署に関係書類を求め、書類審査及び事務局職員による予備監査を行い、その後、監査委員によるヒアリングを行った。

なお、指摘事項等について対象部署からの弁明、見解等の機会を設けたが、申し出はなかった。

第 6 監査の実施場所及び主な日程

1 実施場所

対象部署及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

実施通知日：8月8日（水）

予 備 監 査：9月26日（水）～9月28日（金）

監査委員ヒアリング：11月1日（木）、11月2日（金）

弁明、見解等の聴取：11月22日（木）～29日（木）

第 7 監査の結果

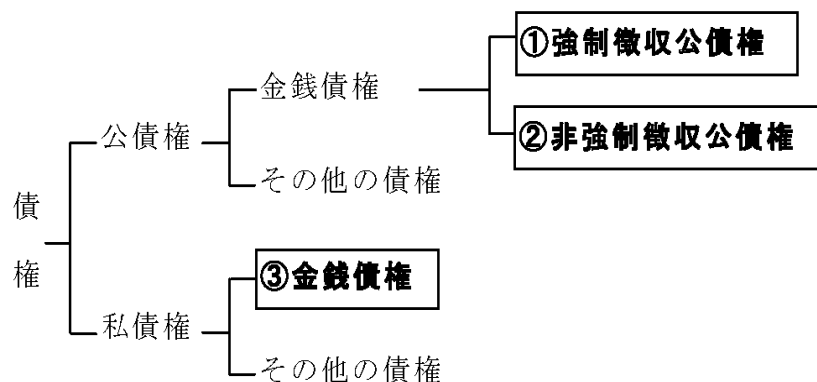
監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下の1～3の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況があった。

1 重点事項

対象とした歳入は、地方自治法第237条第1項が規定する債権であり、那覇市が管理する財産範囲の一つである。

当該債権は、公法上の原因に基づいて発生する公債権又は私法上の原因に基づいて発生する私債権を問わず、同法第240条第1項が規定する金銭の給付を目的とする那覇市の権利（以下「金銭債権」という。）である。

公債権である金銭債権は、①強制徴収公債権と②非強制徴収公債権に分類され、③私債権である金銭債権を含めた3種類の金銭債権が那覇市の財産である債権となる。



今回、監査対象23部署のうち対象となった歳入は、13部署61件（公債権34件、私債権27件）であった。

これらの歳入について、以下の視点で監査を行った。

- (1) 歳入の内容、発生根拠、債務者等の必要事項は明確に把握されているか。
- (2) 履行期限までに履行されていない歳入について、督促がなされているか。
- (3) 収入未済の状況の記録は適正に行われているか。

監査の結果、公債権又は私債権の区分について、一部見直しを要すると思われるものがあつたものの、その管理はおおむね適正になされていると認められた。

これらの金銭債権は、管理の方法及び時効制度等について法令上それぞれ異なる取扱いとなっているので、この点に留意し、適切な債権管理に努められたい。

2 指摘事項等

各部署の指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分 (*注) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
福祉部	-	-	-	-	-
福祉政策課	-	-	-	-	-
障がい福祉課	-	-	-	-	-
ちやーがんじゅう課	-	-	-	-	-
保護管理課 第一課、第二課、第三課	-	-	-	-	-
健康部	-	-	1	-	1
保健総務課	-	-	-	-	-
健康増進課	-	-	-	-	-
地域保健課	-	-	-	-	-
生活衛生課	-	-	-	-	-
国民健康保険課	-	-	-	-	-
特定健診課	-	-	1	-	1
こどもみらい部	-	-	-	-	-
こども政策課	-	-	-	-	-
こどもみらい課	-	-	-	-	-
子育て応援課	-	-	-	-	-
消防局	-	-	1	-	1
総務課	-	-	1	-	1
予防課	-	-	-	-	-
警防課	-	-	-	-	-
救急課	-	-	-	-	-
指令情報課	-	-	-	-	-
中央消防署	-	-	-	-	-
西消防署	-	-	-	-	-
合 計			2		2

(*注) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(2) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 特定健診課

業務委託料の支出漏れについて（注意事項）

国保総合システム本体及びモニターの保守サービス業務委託契約（契約額：28,512 円、期間：平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における委託料について、当該年度の支出を怠り、翌年度予算で支出したものである。

当該会計年度に支出すべき経費を翌年度予算で支出したことは、不適切な事務処理であり、那覇市予算決算規則第 23 条の規定に基づき、契約締結のときに支出負担行為をすべきであった。

予算の執行に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【消防局】

○ 総務課

行政財産目的外使用料の調定漏れについて（注意事項）

西消防署小禄出張所の敷地内に設置されている光変換装置及び中央消防署首里出張所の敷地内に設置されている電柱 2 本について、行政財産目的外使用を許可しているが、調定及び納入の通知を怠り、行政財産目的外使用料（5,653 円）が未収となった。

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項は使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収すると、那覇市会計規則第 20 条第 1 項は当該歳入の調査事項が適正であるときは直ちに調定をすると、また、同規則第 23 条第 1 項は歳入を収入するため納付通知書を納入義務者へ送付しなければならないと、それぞれ規定している。目的外使用料の徴収については、当該条例等に基づき収入すべきであった。

歳入の調定事務に当たっては、関係条例等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

3 その他意見

(1) 業務委託における個人情報の取扱いについて

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条では、「市長は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約に次に掲げる条件を付するものとする。」とし、第 1 号から第 8 号までの項目が定められている。

しかし、一部の業務委託契約書では、同条の規定の一部しか定められておらず、要件を満たしていないものがあつた。

また、那覇市契約規則第 28 条第 1 項による契約書の作成を省略できる金額の委託契約では、契約書を作成していないため、受託者が作成した文書の提示を受けるに留まっている例が散見され、個人情報保護条例施行規則の要件を満たしていない。

契約書を作成する場合はもちろんのこと、契約書の作成を省略する場合でも、個人情報保護の要件を満たすよう措置を講じる必要がある。

(2) 随意契約について

随意契約について、以下のような事務処理上の誤りが見受けられた。

① 随意契約とした理由を「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないとき)に該当するため」としているものがあった。理由と根拠条項等を混同しており、なぜその条項等が適用されるのか具体的な事由を記載すべきであった。

② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約において那覇市契約規則第21条に規定する必要な公表が行われていないものがあった。

いずれも随意契約に関する法令等の認識が不十分と思われるものであり、適切な事務処理に努められたい。

(3) 借地上の建物の権利保全について

不動産登記法附則第 9 条により、国、県、市町村等が所有する土地、建物等については登記義務が当分の間免除されており、本市所有の不動産についても同様に登記されていないものが少なからずある。

このうち、市が建物の所有を目的として土地を賃借している事例において、もし借地上の建物に登記がなされていなければ、万が一当該土地の所有権が第三者に移転した場合、市はその第三者に対し当然には借地権を対抗することができず、土地所有者である第三者から建物の収去及び土地の明け渡しを求められるおそれがある。

借地借家法第 10 条によれば、このような事例で市が土地所有権を取得した第三者に対し借地権を対抗するためには、借地上の建物に登記を備えておく必要があることから、市の財産である建物を保全するため、借地上の建物については、登記を備えることを検討すべきである。

(4) 指定管理者を置く施設における備品の管理について

指定管理者を置く一部の施設における備品の管理について、備品台帳との不一致が見られた。

指定管理者を置く施設においては、少なくとも指定管理の開始時及び終了時には備品と台帳が一致している必要がある。

当該施設の所管課は、備品の購入、移管及び廃棄時の適切な事務処理に努められたい。

第 8 各部署の予算執行状況等

各部署の予算執行状況等については、以下のとおりである。

【福祉部】

○福祉政策課

1 所掌事務

- (1) 福祉施策の総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 被災見舞金の支給等に関すること。
- (6) 戦傷病者戦没者遺族等の援護事務に関すること。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関すること。
- (8) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (9) 総合福祉センターに関すること。
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

那覇保護区保護司会負担金	214 万 2,168 円
更生保護法人がじゅまる沖縄運営負担金	27 万 3,003 円
沖縄県原爆被爆者協議会運営負担金	8 万 2,377 円

イ 補助金の主なもの

那覇市社会福祉協議会補助金	3,817 万 4,000 円
那覇市民生委員児童委員連合会補助金	2,975 万 9,000 円
ふれあいのまちづくり事業	438 万 2,400 円

ウ 交付金

臨時福祉給付金給付事業	11 億 5,261 万 5,000 円
-------------	----------------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市総合福祉センター管理運営委託	3,885 万 9,000 円
臨時福祉給付金（経済対策分）コールセンター、 申請受付、審査等業務委託	3,182 万 4,144 円
安心生活創造推進事業	2,592 万円

(2) 工事及び設計委託の契約

那覇市総合福祉センター空調設備改修工事（機械）	5,598 万 720 円
-------------------------	---------------

那覇市総合福祉センター空調設備改修工事 (電気)

1,087 万 8,840 円

那覇市総合福祉センター展示ホール屋根改修工事業務委託
(実施設計)

44 万 9,280 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

久茂地セントラルビル賃貸借契約 304 万 97 円

臨時福祉給付金 (経済対策分) 備品賃貸借契約 270 万 216 円

I P 電話機及びネットワーク機器賃貸借契約 61 万 1,712 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

那覇市総合福祉センター外壁タイル修繕工事 (繰越) 216 万円

那覇市総合福祉センター内照明器具修繕 129 万 6,000 円

那覇市総合福祉センター外壁タイル修繕工事 (現年度)

54 万 5,098 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

那覇市総合福祉センター 3,993.03 m²

(2) 建物

那覇市総合福祉センター 5,309.45 m²真和志庁舎 (2 階ボランティアサロンまわし) 108.68 m²

(3) 基金

那覇市地域福祉基金 8 億 5,899 万 3,342 万円
(うち、有価証券 7 億 9,674 万 5,698 万円)

(4) 物品

備品 56 品 (うち、重要備品 3 品)

重要備品

那覇市総合福祉センターモニュメント 600 万円

文書保存庫 381 万 1,000 円

ローカウナー 140 万 6,055 円

○障がい福祉課

1 所掌事務

(1) 障がい者施策の総合調整に関すること。

(2) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関すること。

(3) 重度心身障がい者の医療費助成に関すること。

(4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関すること。

(5) 障害者支援施設の設置認可等に関すること。

(6) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。

(7) 精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センターに関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関すること (他課の所管に属するものを除く。)。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

高額療養費返還金（滞納繰越分）	582万7,419円
障害福祉サービス等給付費返還金（過年度）	341万2,370円
障害福祉サービス等給付費返還金加算金（過年度）	136万5,008円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

沖縄県手をつなぐ育成会運営補助金	27万3,000円
沖縄県精神保健福祉協会補助金	13万6,502円
沖縄県身体障害者スポーツ大会選手派遣業務	10万9,350円

イ 補助金の主なもの

那覇市身体障害者福祉協会運営補助金	100万円
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	73万4,663円
那覇市手をつなぐ育成会運営補助金	59万9,419円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

地域活動支援センターⅢ型事業	8,582万5,000円
相談支援事業	3,257万6,000円
那覇市障がい者福祉センター指定管理料	3,229万5,000円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

第2長田メディカルビル賃貸借契約	454万6,800円
「知的しょうがいネットワークそうせい」入居建物に係る	
土地賃貸借料	118万9,000円
障害福祉サービス請求内容チェックシステム賃貸借契約	103万6,800円

(3) 修繕料の契約

自動車の修繕	5万1,800円
--------	----------

4 財産の管理状況

(1) 土地

障がい者福祉センター	2,803.11 m ²
------------	-------------------------

(2) 建物

障がい者福祉センター	595.97 m ²
自閉症相談支援センター	539.69 m ²

(うち、貸付 539.69 m²)

障害者就労支援センター	195.40 m ²
-------------	-----------------------

(3) 物品

備品 284品(うち、重要備品6品)

重要備品の主なもの

リフト付きバス 18名乗り	892万5,000円
リフト付きバス 18名乗り	654万9,720円
リフト付きバス 10名乗り	515万円

○ちゃーがんじゅう課

1 所掌事務

- (1) 高齢者施策の総合調整に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に関すること。
- (3) 介護保険事業に関すること。
- (4) 老人福祉施設の設置認可等に関すること。
- (5) 有料老人ホームの設置届出等に関すること。
- (6) 指定介護サービス事業者の指定等に関すること。
- (7) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (8) 地域包括支援センターに関すること。
- (9) 老人福祉センター及び老人憩の家に関すること。
- (10) 安謝複合施設に関すること。
- (11) シルバー人材センターに関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

地域医療介護総合確保基金事業補助金	2 億 1,774 万 5,000 円
第 1 号被保険者保険料 (滞納繰越分)	1 億 8,712 万 4,644 円
第 1 号被保険者保険料現年分普通徴収保険料及び過年度分	1 億 5,046 万 3,462 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

介護サービス等諸費	212 億 5,839 万 3,523 円
介護予防サービス等諸費	8 億 9,459 万 1,787 円
介護予防・生活支援サービス事業費	4 億 5,036 万 6,479 円

イ 補助金の主なもの

地域医療介護施設整備等助成事業	4 億 750 万 8,000 円
軽費老人ホーム補助金	1,842 万 4,000 円
地域介護・福祉空間整備等事業補助金	1,667 万 3,000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市地域包括支援センター業務委託包括支援事業	1 億 6,800 万円
那覇市地域包括支援センター業務委託包括支援事業 (総合事業対応分)	8,913 万 3,422 円
那覇市地域包括支援センター業務委託介護予防事業	8,400 万円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

地域包括支援センター支援システム等メンテナンスリース	774 万 9,000 円
地域包括支援センター支援システム等メンテナンスリース (平成 29 年度追加分)	521 万 3,160 円

タクシー使用料	175 万 7,530 円
(3) 修繕料の契約の主なもの	
安謝老人憩の家 2 F 女子トイレ改修工事	51 万 300 円
辻老人憩の家スプリンクラー設置工事	37 万 8,000 円
識名老人福祉センター消防用設備修繕工事	34 万 200 円
4 財産の管理状況	
(1) 土地	
老人福祉センター (末吉、識名、小禄、壺川)	12,960.74 m ²
(2) 建物の主なもの	
安謝特別養護老人ホーム	4,859.66 m ²
	(うち、貸付 4,470.48 m ²)
老人福祉センター (末吉、識名、小禄、壺川)	3,616.75 m ²
老人憩の家 (辻、安謝)	891.94 m ²
(3) 基金	
那覇市介護給付費等準備基金	8 億 4,128 万 3,543 円
那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金	2,000 万円
(4) 出資による権利	
公益社団法人那覇市シルバー人材センター設立出捐金	1,000 万円
(5) 物品	
備品 1,077 品 (うち、重要備品 7 品)	
重要備品の主なもの	
福祉車両ノンステップバス 33 人乗り	1,577 万 1,000 円
福祉車両リフト付きマイクロバス 24 人乗り	740 万 2,500 円
ローカウンター	326 万 6,865 円

○保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課 (合同)

1 所掌事務

保護管理課

- (1) 生活保護法の実施に関すること。
- (2) 生活保護に係る総合調整に関すること。
- (3) 福祉相談に関すること。
- (4) 生活保護費の給付に関すること。
- (5) 生活保護に係る医療機関等への指定等に関すること。
- (6) 生活保護の適正推進に関すること。
- (7) 生活保護に係る自立支援プログラムに関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関すること。
- (9) 生活困窮者自立支援法の実施に関すること。
- (10) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関すること。
- (11) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

保護第一課

- (1) 生活保護法の実施に関すること。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関すること。

保護第二課

生活保護法の実施に関すること。

保護第三課

生活保護法の実施に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

生活保護費返還徴収金（滞納繰越分）	5 億 6,285 万 4,419 円
生活保護費返還徴収金（現年度分）	3 億 9,458 万 9,573 円
住宅手当返還金（過年度分）	19 万 7,800 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

平成 29 年全国婦人相談員連絡協議会負担金	6,000 円
------------------------	---------

イ 補助金

子供の貧困緊急対策事業	3,839 万 5,000 円
-------------	-----------------

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市生活困窮者自立支援事業業務委託（自立相談支援事業）	6,007 万 1,004 円
子どもの包括的自立促進支援事業	2,415 万 1,796 円
居場所型学習支援事業（本庁・小禄地区）	2,176 万 5,568 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

生活保護システムサービス利用料	1,194 万 9,120 円
クラウドサービス・Rezept Plus システム月額サービス 利用契約	233 万 2,800 円
クラウドサービス・Rezept Plus システム初期導入 サービス利用契約	183 万 6,000 円

(3) 修繕料の契約の主なもの

事故に伴う公用リース車両修繕	13 万 7,009 円
車両リース契約満了に伴う現状回復	10 万 2,611 円
公用車車検整備	6 万 7,154 円

(4) 補償、補填及び賠償金の契約

賠償金

車両事故賠償（H29.6.26 発生）	21 万 7,897 円
車両事故賠償（H29.7.31 発生）	6 万 6,700 円
車両事故賠償（H29.8.31 発生）	5 万 3,698 円

4 財産の管理状況

物品

備品 609 品 (うち、重要備品 2 品)

重要備品

ローカウンター

324 万 4,080 円

普通乗用車 (ステーションワゴン)

寄贈

【健康部】

○保健総務課

1 所掌事務

- (1) 感染症に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。
- (3) 放射線業務に関すること。
- (4) 感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。
- (6) 地方独立行政法人那覇市立病院に関すること。
- (7) 医療に係る連絡調整に関すること。
- (8) 保健衛生団体及び救急医療の補助金に関すること。
- (9) 保健衛生に係る統計に関すること。
- (10) 献血に関すること。
- (11) 角膜、腎臓及び骨髄の移植の啓発に関すること。
- (12) ハンセン病の啓発に関すること。
- (13) 肝炎医療費助成の申請に関すること。
- (14) 医師の実習及び研修に関すること。
- (15) 保健関係職員の研修に関すること。
- (16) 食品検査室の精度管理に関すること。
- (17) 保健所庁舎の維持管理に関すること。
- (18) 新保健センターの建設等に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金・補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

病院事業運営費負担金

4 億 6,976 万 4,000 円

保健衛生団体負担金

54 万 6,003 円

平成 29 年度全国政令市衛生部局長会負担金

2 万 4,000 円

イ 補助金の主なもの

救急診療事業補助金

996 万 7,000 円

結核定期健康診断促進事業

145 万 6,286 円

保健衛生団体補助金

100 万円

3 契約事務の状況

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 業務委託契約の主なもの | |
| 保健所施設警備業務委託 | 580 万 6,080 円 |
| 保健所施設清掃業務委託 | 432 万円 |
| 保健所空調設備保守管理委託 | 136 万 800 円 |
| (2) 工事及び設計委託の契約の主なもの | |
| 保健所 2 階改修工事 (建築) | 127 万 4,400 円 |
| 保健所改修に係るネットワーク配線工事 | 82 万 7,064 円 |
| 保健所 2 階改修工事 (電気) | 68 万 2,560 円 |
| (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの | |
| 公用車賃貸借料 | 159 万 120 円 |
| 高速カラー印刷機賃貸借料 | 93 万 7,440 円 |
| タクシー使用料 | 47 万 1,790 円 |
| (4) 修繕料の契約の主なもの | |
| 駐車場車止め修繕 | 35 万 1,000 円 |
| 高圧受電設備修繕 | 19 万 9,417 円 |
| 懸垂バトン修繕 | 16 万 2,000 円 |

4 財産の管理状況

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 土地 | |
| 那覇市保健所 | 占用 4,545.04 m ² |
| (2) 建物 | |
| 那覇市保健所 | 4,590.77 m ²
(うち、貸付 1.32 m ²) |
| 那覇市保健所車庫 | 占用 53.94 m ² |
| (3) 出資による権利 | |
| 地方独立行政法人那覇市立病院 | 12 億 9,920 万 5,376 円 |
| 財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 | 1,211 万円 |
| (4) 債権 | |
| 病院事業債貸付金 | 11 億 2,083 万 414 円 |
| (5) 物品 | |
| 備品 651 品 (うち、重要備品 10 品) | |
| 重要備品の主なもの | |
| レントゲン (3 品) | 1,264 万 2,000 円 |
| リアルタイム PCR (2 品) | 780 万 9,270 円 |
| 小型乗合自動車 | 312 万 1,720 円 |

○健康増進課

1 所掌事務

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 健康診査に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること。

- (5) 食生活改善及び栄養に関すること。
- (6) 給食施設指導に関すること。
- (7) 健康・栄養調査に関すること。
- (8) 喫煙対策に関すること。
- (9) 石綿健康被害救済制度に関すること。
- (10) 管理栄養士の国家試験に関すること。
- (11) 栄養士の免許申請及び実習に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
補助金
歯とお口の健康普及啓発推進事業 62 万円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
 - 予防接種業務委託 8 億 9,552 万 1,807 円
 - がん検診及び肝炎ウィルス健診（個別・集団）業務委託 2 億 2,330 万 5,577 円
 - 「健康長寿ゆいまーるモデル事業」委託業務 750 万円
- (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
 - タクシー使用料 46 万 9,410 円
 - 体組成計賃借料 18 万 7,380 円
 - デジタルカラー複合機賃貸借及び保守料 8 万 5,457 円
- (3) 修繕料の契約
 - プリンタメンテナンスキット交換 2 万 6,460 円
 - 臨床科学自動分析装置修繕 1 万 6,848 円
 - 保管キャビネット開錠修繕 7,020 円
- (4) 補償、補填及び賠償金の契約
 - 補填金
 - 予防接種被害救済事業 23 万 2,110 円

4 財産の管理状況

- 物品
備品 118 品（うち、重要備品なし）

○地域保健課

1 所掌事務

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 地域保健活動に関すること。
- (3) 母子保健推進協議会に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（精神障害者保健福祉手

- 帳、精神通院医療及び障害福祉サービスに関する業務を除く。)。
- (5) 自殺予防対策事業に関すること。
 - (6) 未熟児養育医療に関すること。
 - (7) 育成医療に関すること。
 - (8) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。
 - (9) 小児慢性特定疾病に関すること。
 - (10) 児童の療育に関すること (他課の所管に属するものを除く。)。
 - (11) 特定医療費支給認定申請に関すること。
 - (12) 難病患者地域支援対策推進事業に関すること。
 - (13) 原爆被爆者に対する健康診断等に関すること。
 - (14) 地域看護実習に関すること。
 - (15) 地域保健に係る保健団体及び自助組織の育成及び支援に関すること。
 - (16) 保健センターに関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
 - 未熟児養育医療費自己負担金 (滞納繰越分) 3 万 4,320 円
 - 未熟児養育医療費自己負担金 3 万 650 円
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
 - ア 負担金の主なもの
 - 第 42 回全国精神保健福祉業務研修会出席負担金 8,000 円
 - イ 補助金
 - 特定不妊治療費の助成 5,766 万 7,476 円
 - 母子保健地域活動事業補助金 47 万円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの
 - 妊婦健康診査業務委託 2 億 6,898 万 620 円
 - 乳児一般健康診査業務委託 3,208 万 4,274 円
 - 3 歳児健康診査業務委託 1,274 万 1,913 円
- (2) 工事及び設計委託契約
 - 那覇市民会館駐車場仮囲い工事 119 万 7,720 円
- (3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
 - タクシー使用料 253 万 8,500 円
 - 那覇市北保健センター駐車場賃借料 24 万 3,780 円
 - 那覇市保健センター・北保健センター複写機賃貸借契約 22 万 5,661 円
- (4) 修繕料の契約の主なもの
 - 公用車 (リース車) 修繕 20 万円
 - 那覇市保健センター天井修繕 5 万円
 - 那覇市北保健センター照明器具取替及び冷房機室内洗浄 4 万 6,440 円
- (5) 補償、補填及び賠償金の契約
 - 車両事故賠償 17 万 7,000 円

人身事故賠償

10 万 4, 230 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

那覇市保健センター

6, 007. 26 ㎡

(2) 建物

那覇市保健センター

2, 005. 48 ㎡

那覇市北保健センター

280. 00 ㎡

(3) 物品

備品 338 品(うち、重要備品 1 品)

重要備品

高解像度ディスプレイ

112 万 3, 500 円

○生活衛生課

1 所掌事務

- (1) 飲食店等の営業許可及び食品衛生に関すること。
- (2) 興行場、旅館業及び公衆浴場業の営業許可等に関すること。
- (3) クリーニング所、理容所及び美容所の開設の届出等に関すること。
- (4) 温泉の利用許可等に関すること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 専用水道又は簡易専用水道の衛生確保に関すること。
- (7) 病院、診療所及び助産所の開設許可等に関すること。
- (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師の施術所開設の届出等に関すること。
- (9) 薬局等の開設許可等に関すること。
- (10) 毒物及び劇物販売業の登録等に関すること。
- (11) 薬物乱用防止対策に関すること。
- (12) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者の免許申請等に関すること。
- (13) 調理師及び製菓衛生師の免許申請、試験の申込み等に関すること。
- (14) 医療監視の総括に関すること。
- (15) 課の分掌事務に属する届出、申請行為等の情報公開請求の受付及び交付に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金

食品汚染カビ検査実習出席負担金

5 万 4, 000 円

全国食品衛生主管課長連絡協議会出席負担金

1 万 3, 000 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

那覇市保健所手数料収納業務、総合案内業務及び

食品営業施設の巡回指導業務委託 445 万 4,082 円

那覇市地域連携 HACCP 導入実証事業 333 万 7,200 円

食品衛生に関する試験検査業務委託 216 万 2,808 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

タクシー使用料 27 万 9,770 円

業務用軽自動車賃貸借 22 万 5,540 円

デジタルカラー複合機賃借及び保守業務 4 万 6,982 円

(3) 修繕料の契約

純水装置修繕 7 万 740 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 227 品 (うち、重要備品 2 品)

重要備品

液体クロマトグラフィー 890 万 4,000 円

位相差顕微鏡 102 万 279 円

○国民健康保険課

1 所掌事務

(1) 国民健康保険事業の企画及び普及に関すること。

(2) 国民健康保険の給付に関すること。

(3) 国民健康保険の診療報酬の審査に関すること。

(4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること。

(5) 後期高齢者医療制度に関すること。

(6) 健康保険法等の一部を改正する法律第 7 条の規定による改正前の老人保健法の医療に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

一般被保険者国民健康保険税 (医療給付費分)

現年度分 3 億 2,311 万 5,363 円

滞納繰越分 9 億 443 万 2,037 円

一般被保険者国民健康保険税 (後期高齢支援金分)

現年度分 5,868 万 5,558 円

滞納繰越分 1 億 6,292 万 5,009 円

一般被保険者国民健康保険税 (介護納付金分)

現年度分 3,351 万 5,463 円

滞納繰越分 1 億 99 万 4,398 円

後期高齢者医療保険料 (普通徴収分)

現年度分 1,807 万 6,746 円

滞納繰越分 874 万 4,705 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

一般被保険者療養給付費保険者負担分

204 億 3,290 万 8,017 円

保険財政共同安定化事業拠出金

112 億 7,948 万 516 円

後期高齢者支援金

45 億 5,419 万 1,233 円

イ 交付金

指定公費の立替

101 万 5,959 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

共同電算委託

3,223 万 5,000 円

国民健康保険システム改修業務委託

2,199 万 9,600 円

那覇市納税催告センター運營業務委託

(平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月)

877 万 7,200 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

電話催告システム賃借料

829 万 9,584 円

コピー機賃借料

80 万 4,705 円

タクシー使用料

16 万 1,650 円

(3) 修繕料の契約

F A X 修繕

4 万 2,660 円

公用車修繕

3 万 7,327 円

プリンターのメンテナンスキットの取替修繕

2 万 5,488 円

(4) 補填金

平成 28 年度国民健康保険事業特別会計決算の不足分について

平成 29 年度予算から繰上充用

5 億 6,949 万 5,782 円

4 財産の管理状況

(1) 基金

国民健康保険高額療養資金貸付基金

3,000 万円

那覇市国民健康保険基金

1,414 円

(2) 物品

備品 401 品(うち、重要備品 3 品)

重要備品

ハイ・ローカウンター

377 万 1,600 円

アングル移動棚一式

130 万円

アングル移動棚一式

118 万円

○特定健診課

1 所掌事務

(1) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

(2) 国民健康保険の保健事業に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

特定健診・特定保健指導関係業務負担金 1,039 万 4,520 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

特定健康診査業務委託 1 億 3,233 万 1,536 円

20・30 代健診業務委託 804 万 5,284 円

那覇市国保 2 次健診業務委託 250 万 5,200 円

(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

特定健診システムリース料 541 万 3,320 円

タクシー使用料 64 万 1,760 円

集団検診会場使用料 17 万 5,184 円

4 財産の管理状況

(1) 物品

備品 76 品(うち、重要備品 2 品)

重要備品

ローカウンター 122 万 3,880 円

マルチマーカーライセンス 117 万 6,000 円

【こどもみらい部】

○こども政策課

1 所掌事務

- (1) こどもみらい部の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 就学前保育、教育の総合的な計画及び方針に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可などに関すること。
- (5) 幼稚園・こども園に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 認定こども園に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (7) 幼保総合施設に関すること。
- (8) 児童の健全な育成に関すること。
- (9) 児童館及び児童遊園に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

沖縄県学校施設環境改善事業交付金(沖縄振興公共投資交付金)
3,839 万 8,000 円

沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金 2,569 万 5,000 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	32 万 9,760 円
団体負担金 (沖児連)	1 万 7,000 円

イ 補助金の主なもの

児童クラブ運営補助金	7 億 825 万 7,333 円
保育所等整備事業 (待機児童解消加速化事業)	3 億 9,750 万 3,000 円
保育所等整備事業 (待機児童解消加速化事業 (繰越))	2 億 8,848 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

認定こども園給食提供業務委託 (大道こども園・開南こども園)	2,313 万 2,512 円
壺屋児童館管理運営業務委託	1,523 万 9,888 円
幼稚園情操教育充実事業業務委託	1,421 万 851 円

(2) 工事及び設計委託の契約の主なもの

城西幼稚園園舎改築工事 (建築)	1 億 9,052 万 5,831 円
上間幼稚園園舎改築工事 (建築)	1 億 1,978 万 3,160 円
緑ヶ丘公園内集会所設置工事 (建築)	9,071 万 6,760 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

古波蔵児童館賃貸借契約	500 万 2,560 円
タクシー使用料	179 万 4,980 円
印刷機賃借料	112 万 2,360 円

(4) 修繕料の契約の主なもの

群星児童クラブ避難階段設置	127 万 7,640 円
仲井真幼稚園壁掛型非常用設備修繕	97 万 2,000 円
石嶺こども園幼児用大便器取替修繕	91 万 8,000 円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

識名児童館	2,100.00 m ²
大名児童館	1,100.00 m ²
国場児童館	871.00 m ²

(2) 建物の主なもの

壺屋児童館	657.96 m ²
安謝児童館	618.42 m ²
大名児童館	559.86 m ²

(3) 基金

こどものみらい応援プロジェクト推進基金	1 億 1,006 万 6,179 円
こどもみらい基金	2,193 万 3,171 円

(4) 物品

備品 12,668 品(うち、重要備品 4 品)

重要備品の主なもの

ウルトラユニオンサークル 143 万円

ウルトラコンビネーション 134 万円

総合遊具 131 万 2,500 円

〇こどもみらい課

1 所掌事務

- (1) 市立保育所の総括及び管理に関すること。
- (2) 私立保育所の育成及び指導に関すること。
- (3) 認可外保育施設に関すること。
- (4) 療育センターに関すること。
- (5) ファミリーサポートセンター及び地域子育て支援拠点事業に関すること。
- (6) 特別保育事業に関すること。
- (7) 障害児通所支援事業に関すること。
- (8) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付に関すること。
- (9) 児童福祉法第 24 条第 3 項に基づく利用調整に関すること。
- (10) 幼稚園及び認定こども園の入退園に関すること。
- (11) 特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関すること。
- (12) 私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

私立保育所(滞納繰越分) 3,418 万 3,260 円

保育所運営費保護者負担金(認可) 1,846 万 428 円

公立保育所(滞納繰越分) 632 万 7,155 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金の主なもの

施設型保育(運営費負担金) 101 億 725 万 1,630 円

地域型保育給付費 5 億 4,346 万 8,920 円

認定こども園施設型給付費 2 億 8,638 万 4,518 円

イ 補助金の主なもの

発達支援保育等事業(単独分) 8,743 万 6,000 円

延長保育事業 7,986 万 4,000 円

待機児童対策特別事業(認可外) 6,743 万 2,312 円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

病児保育事業 3,271 万 1,000 円

那覇市立保育所給食調理業務委託 3,239 万 9,984 円

つどいの広場事業 1,926 万 7,288 円

- (2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの
- | | |
|----------------|---------------|
| タクシー使用料 | 110 万 554 円 |
| 複写機賃借料 | 107 万 6,154 円 |
| 施設賃借料 (つどいの広場) | 78 万円 |
- (3) 修繕料の契約の主なもの
- | | |
|-------------------|--------------|
| 非常通報機取付け (療育センター) | 37 万 8,000 円 |
| 手洗い器取替他修繕 (天久保育所) | 35 万 9,640 円 |
| 建具他修繕 (めおと橋保育所) | 35 万 3,160 円 |

4 財産の管理状況

- (1) 土地の主なもの
- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 城北保育所 | 2,571.00 m ² |
| (うち、貸付 2,571.00 m ²) | |
| 那覇市療育センター | 1,755.29 m ² |
| 与儀保育所仮園舎 | 1,501.20 m ² |
- (2) 建物の主なもの
- | | |
|--------|-----------------------|
| 若狭浦保育所 | 922.28 m ² |
| 久場川保育所 | 914.90 m ² |
| 宇栄原保育所 | 913.94 m ² |
- (3) 物品
- 備品 2,956 品 (うち、重要備品 17 品)
- 重要備品の主なもの
- | | |
|---------|---------------|
| 複合遊具一式 | 588 万円 |
| 給食車 | 244 万 9,000 円 |
| 自動食器洗浄機 | 231 万円 |

○子育て応援課

1 所掌事務

- (1) 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関するこ
と。
- (2) 児童手当法に関すること。
- (3) 児童虐待の防止に関すること。
- (4) 児童家庭相談に関すること。
- (5) こんにちは赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業に関すること。
- (6) こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (8) 母子・父子福祉センターに関すること。
- (9) 助産施設の入所に関すること。
- (10) 母子生活支援施設さくらに関すること。
- (11) 子どもの貧困対策の推進に関すること。
- (12) 家庭事業相談事業
- (13) 育児支援家庭訪問事業
- (14) 短期入所生活援助事業

(15) 要保護児童対策地域協議会業務

(16) 子育て世帯自立支援事業

2 予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

母子福祉資金貸付金元金（滞納繰越分） 4,885 万 6,293 円

児童扶養手当返還金（滞納繰越分） 1,443 万 3,510 円

母子福祉資金貸付金元金（現年度分） 664 万 7,439 円

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

沖縄県家庭相談員連絡協議会負担金 1 万 1,000 円

イ 補助金

那覇市母子寡婦福祉会運営補助金 45 万円

3 契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

母子生活支援施設事業 5,201 万 2,000 円

こども医療費自動償還方式に関する事務委託
1,035 万 2,233 円

ひとり親家庭等日常生活支援事業 741 万円

(2) 使用料及び賃借料の契約

タクシー使用料 52 万 5,220 円

デジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務契約
24 万 1,453 円

(3) 修繕料の契約

テレビアンテナの修繕 12 万 4,740 円

車両の修繕 6 万 7,408 円

レーザープリンター有寿命部品交換 2 万 6,460 円

4 財産の管理状況

(1) 土地

那覇市母子生活支援センターさくら 2,039.66 m²

(2) 建物

那覇市母子生活支援センターさくら 1,803.10 m²

(3) 債権

母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 億 5,815 万 2,061 円

(4) 物品

備品 165 品（うち、重要備品 1 品）

重要備品

窓口カウンター 233 万 5,200 円

【消防局】**○総務課****1 所掌事務**

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 消防局訓令の制定に関すること。
- (4) 消防業務の企画に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること。
- (6) 職員の研修に関すること。
- (7) 職員の勤務条件に関すること。
- (8) 職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。
- (9) 消防組織法第4条第2項第15号の消防計画に関すること。
- (10) 積載備品等の整備に関すること。
- (11) 消防車両に関すること。
- (12) 他課に属しないこと。

2 予算の執行状況**(1) 未収金**

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

負担金の主なもの

沖縄県消防学校（第49期）初任科研修	134万7,548円
平成29年度沖縄県消防長会負担金	77万7,371円
沖縄県消防学校（第56期）救急科研修	74万3,393円

3 契約事務の状況**(1) 業務委託契約の主なもの**

平成29年度那覇市消防庁舎清掃業務委託	304万5,600円
平成29年度那覇市消防職員定期健康診断業務委託	123万1,200円
平成29年度那覇市消防職員特定業務従事者健康診断業務委託	109万5,120円

(2) 工事及び設計委託の契約

西消防署安謝出張所改修工事	2,036万8,800円
西消防署安謝出張所改修工事（実施設計）	163万2,960円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの

那覇市消防寝具類賃借料	424万1,894円
消防本部用自動車賃借料	243万8,100円
那覇市消防複写機賃借料	149万2,992円

(4) 修繕料の契約の主なもの

消防車両等修繕266件	1,508万7,948円
消防庁舎等修繕41件	549万8,498円

4 財産の管理状況

(1) 土地の主なもの

消防局	7, 282. 00 m ²
中央消防署神原出張所	1, 802. 21 m ²
西消防署	1, 117. 15 m ²

(2) 建物の主なもの

消防局庁舎	5, 416. 22 m ²
中央消防署神原出張所	2, 493. 22 m ²
西消防署	1, 975. 77 m ²

(3) 物品

備品 600 品(うち、重要備品 69 品)

重要備品の主なもの

40m級梯子付消防ポンプ自動車 (沖縄 830 さ 7824)	2 億 2, 356 万円
30m級梯子付消防ポンプ自動車 (沖縄 830 さ 7833)	2 億 520 万円
救助工作 1 号車 (沖縄 830 さ 7809)	1 億 6, 416 万円

○予防課

1 所掌事務

- (1) 火災及び災害の予防に関すること。
- (2) 防火対象物の査察及び防火指導に関すること。
- (3) 防火管理者の指導及び講習に関すること。
- (4) 建築許可等についての同意に関すること。
- (5) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (6) 危険物製造所等の許認可及び査察指導に関すること。
- (7) 火災及び災害統計に関すること。
- (8) 火災予防の企画立案に関すること。
- (9) 査察計画の企画立案に関すること。
- (10) 査察計画に基づく防火対象物への査察に関すること。
- (11) 消防法令適合通知申請に関すること。

2 予算の執行状況

(1) 未収金

なし

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア 負担金

平成 29 年度九州地区予防実務研修会負担金 3 万 1, 500 円

イ 補助金

補助金 (女性防火クラブ) 58 万 6, 276 円

3 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約

消防局予防課用自動車賃借料 33 万 5,664 円

4 財産の管理状況

物品

備品 194 品(うち、重要備品 8 品)

重要備品

無線機 6 台	650 万 7,216 円
訓練用模擬操作盤 (一式)	166 万 3,200 円
濃煙体験用エアーテント (一式)	102 万 8,052 円

○警防課

1 所掌事務

- (1) 火災、水災その他の災害の警防計画に関すること。
- (2) 消防水利の整備計画に関すること。
- (3) 消防訓練の計画及び実施に関すること。
- (4) 消防の相互の応援に関すること。
- (5) 緊急消防援助隊に関すること。
- (6) 消防隊及び救助隊の運用及び教育に関すること。
- (7) 不発弾処理又は祭事における警備に関すること。
- (8) 消防機械器具(消防車両を除く。)の配置及び整備に関すること。
- (9) 救助事案の統計に関すること。
- (10) 消防団及び消防団員に関すること。

2 予算の執行状況

- (1) 未収金
なし
- (2) 負担金、補助及び交付金の支出
負担金の主なもの

上下水道局消火栓設置負担金	1,676 万 9,000 円
上下水道局消火栓維持管理負担金	675 万円
消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	365 万 22 円

3 契約事務の状況

- (1) 業務委託契約の主なもの

消防団加入促進支援事業業務委託	485 万円
水難救助隊員健康診断(チャンパー)業務委託	114 万 480 円
水利台帳データ更新業務委託	32 万 4,000 円
- (2) 工事及び設計委託契約

平成 29 年度仲井真・津嘉山線防火水槽設置工事	1,733 万 760 円
平成 29 年度仲井真・津嘉山線防火水槽設置工事(磁気探査)	300 万 6,720 円
防火水槽用地維持管理補修工事	97 万 3,000 円

(3) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
防火衣等賃借料	897 万 1,200 円
消防資機材賃借料	352 万 2,528 円
水難救助資機材賃借料	136 万 2,630 円
(4) 修繕料の契約	
ガス検知器点検等 14 件	103 万 4,964 円
4 財産の管理状況	
(1) 土地	
防火水槽用地	2,588.44 m ²
(2) 物品	
備品 150 品(うち、重要備品 14 品)	
重要備品の主なもの	
特殊災害対応資機材一式	2,257 万 5,000 円
可搬型危険物質同定装置・HazMatID360	2,205 万円
無線機 9 台	976 万 824 円

○救急課

1 所掌事務	
(1) 救急業務の計画及び調査に関すること。	
(2) 救急医療及び救急資器材に関すること。	
(3) 救急医療機関等との連絡調整に関すること。	
(4) 救急統計に関すること。	
(5) 市民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に関すること。	
(6) 患者等搬送事業に対する指導及び認定に関すること。	
(7) その他救急に関すること。	
2 予算の執行状況	
(1) 未収金	
なし	
(2) 負担金、補助及び交付金の支出	
負担金	
南部地区MC協議会負担金	23 万 829 円
平成 29 年度九州地区救急実務研修会負担金	2 万 3,000 円
沖縄県消防相互応援協定出動負担金	1 万 5,000 円
3 契約事務の状況	
(1) 業務委託契約の主なもの	
救急用資機材定期点検業務委託	84 万 240 円
救急救命士各種病院実習業務委託	53 万 5,262 円
救急用資機材定期点検業務委託	30 万 4,560 円
(2) 使用料及び賃借料契約の主なもの	
12 誘導心電図伝送システム賃借料	116 万 6,400 円

自動体外式除細動器賃借料	96 万 3,360 円
A E D トレーナー・心肺蘇生用訓練人形 賃借料	53 万 9,670 円
(3) 修繕料の契約	
L u c a s 2 心臓マッサージシステム等修繕 9 件	47 万 479 円
4 財産の管理状況	
物品	
備品 259 品(うち、重要備品 4 品)	
重要備品の主なもの	
多数傷病者対応資機材	345 万 600 円
無線機 3 台	325 万 3,608 円

○指令情報課

1 所掌事務	
(1) 消防通信に関すること。	
(2) 通信機器に関すること。	
(3) 消防情報及び火災警報に関すること。	
2 予算の執行状況	
負担金、補助及び交付金の支出	
負担金の主なもの	
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金 (一般会計分)	10 万 5,000 円
沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運営協議会負担金 (特別会計分)	9 万 9,000 円
3 契約事務の状況	
(1) 業務委託契約	
平成 29 年度消防救急デジタル無線機保守点検業務委託	2,268 万円
平成 29 年度無線機保守点検業務委託	15 万 1,200 円
(2) 使用料及び賃借料の契約の主なもの	
消防緊急通信指令システム賃借料	3,420 万 9,648 円
消防緊急通信指令システム賃借料(再リース)	392 万 6,880 円
平成 29 年度高所監視カメラ設置に関する賃借料	153 万 4,291 円
(3) 修繕料の契約	
消防救急デジタル無線機の修繕等 6 件	18 万 90 円
4 財産の管理状況	
物品	

備品 240 品(うち、重要備品 13 品)

重要備品

無線機 11 台	9,367 万 8,851 円
車両動態管理装置端末装置 (AVM)	325 万 5,000 円
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	136 万 5,000 円

○中央消防署

1 所掌事務

- (1) 職員の配置に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 署内の庶務に関すること。
- (4) 消防庁舎の維持管理関すること。
- (5) 備品の取扱に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (7) その他署に属すること。
- (8) 火災及び災害等の予防、広報に関すること。
- (9) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (10) 防火対象物の査察に関すること。
- (11) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (12) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (13) 自衛消防隊に関すること。
- (14) 水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。
- (15) 救助隊の運用に関すること。
- (16) 機械器具の管理に関すること。
- (17) 消防訓練に関すること。
- (18) 救急隊の運用に関すること。

2 財産の管理状況

物品

備品 1,141 品(うち、重要備品 40 品)

重要備品の主なもの

無線機 35 台	3,958 万 2,000 円
訓練用人形セーブマン	346 万 5,000 円
膨脹式エアータント	306 万 7,050 円

○西消防署

1 所掌事務

- (1) 職員の配置に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 署内の庶務に関すること。
- (4) 消防庁舎の維持管理関すること。
- (5) 備品の取扱に関すること。

- (6) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (7) その他署に属すること。
- (8) 火災及び災害等の予防、広報に関すること。
- (9) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (10) 防火対象物の査察に関すること。
- (11) 法令等に基づく火災予防関係の諸届出に関すること。
- (12) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (13) 水火災害等の警戒、防ぎよ及び救護に関すること。
- (14) 救助隊の運用に関すること。
- (15) 機械器具の管理に関すること。
- (16) 自衛消防隊に関すること。
- (17) 救急隊の運用に関すること。

2 財産の管理状況

物品

備品 895 品(うち、重要備品 23 品)

重要備品の主なもの

無線機 20 台	2,331 万 3,960 円
救護所用エアーテント一式	269 万 8,500 円
訓練用人形セーブマン	185 万円

